



# 加入しようよ！ 町内会・自治会に


市では、町内会や自治会と連携しながら、安全で安心な住みよいまちづくりを進めています。

問 市・政策調整課 TEL 42-1809

## ◆町内会・自治会 5つの機能

▼町内会・自治会は、「自分たちが暮らす地域を自分たちの力で住みよい地域にしていくこと」を目的に組織された任意団体です。町内会・自治会では、住みよい地域づくりを進めるため、5つの機能があります。

**相互扶助**



地域住民が協力し合いながら、良好な生活環境づくりに取り組むことができます。

**生活環境の維持・改善**

各町内に設置しているクリーンステーションの管理や地域の清掃活動、花壇整備などを通じ、地域住民の力で快適な生活環境を守ることができます。

**自治**

地域住民が自分たちが暮らす地域の課題を把握し、問題の解決に向けて話し合い、協力し合うことで、より良い生活環境を築くことができます。


**安全・安心**

地域住民が力を合わせ、自主的に防犯活動や防災訓練などに取り組むことで、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりを推進することができます。

**親睦・連帯**

町内会・自治会の行事を通じて地域の親睦を深めたり、回覧などで情報共有を図ることで、地域住民同士の信頼関係を育むことができます。

自分たちが暮らしている地域で、安心・安全に生活するためには、住民同士が協力し合うことが大切なんだね。



あなたも  
町内会・自治会に加入しよう！

## ◆町内会・自治会に加入するためには

▼自然災害など「もしも」の際には、ご自身が暮らしている地域での助け合いが重要となります。そのためには、日頃からの住民同士の支え合いや、地域の絆づくりが大切です。

町内会・自治会へ加入する場合は、ご自身が暮らしている地域の町内会・自治会の会長または役員（総務部長など）へお問い合わせください。




地域の町内会・自治会の会長または役員が分からない場合は、市・政策調整課（電話：42-1809）へご連絡ください。

## みんなで一緒に取り組む「住みよい地域づくり」

### ◆町内会・自治会 4つの活動

▼町内会・自治会では、大きく分けて「情報の提供」「ふれあいのまちづくり」「安全で安心なまちづくり」「きれいなまちづくり」の4つの活動に取り組んでいます。

 <p><b>情報の提供</b></p> <p>「広報るもい」の配布などを通じ、生活に必要な情報をお知らせしています。</p> <p>▲広報るもい</p>	<p><b>ふれあいのまちづくり</b></p> <p>町内会・自治会の親睦を深めるため、夏祭りやラジオ体操、敬老会などの催しを開き、地域住民が交流できる機会を提供しています。</p>
<p><b>安全で安心なまちづくり</b></p> <p>地域の安全を守るため、防犯灯の設置・維持管理を行っているほか、災害に備えて自主防災活動などに取り組んでいます。</p>	<p><b>きれいなまちづくり</b></p> <p>各町内に設置しているクリーンステーションの管理をはじめ、清掃活動や花壇整備など地域の環境美化に努めています。</p>

### ◆住民組織運営助成金について

▼市では、町内会・自治会の自主活動を支援するため、「住民組織運営助成金」を交付しています。なお、本年度の住民組織運営助成金の交付申請手続きなどについては、各町内会・自治会宛てに直接ご案内します。詳しくは、市・政策調整課（電話：42-1809）へお問い合わせください。

#### 【住民組織に対する助成】

- ① 1組織につき 7,800円
- ② 1世帯につき 100円
- ③ 一般社団法人北海道町内会連合会が実施する共済事業への掛け金の半額
- ④ 老人クラブ運営の助成として、1組織につき 5,000円  
※助成している額が5,000円未満の場合は、その額が上限となります。

#### 【その他】

- ① 住民組織が設置し、維持管理している街路灯などの電灯料金（前年度1年分）の半額
- ② 会館などに係る火災保険料の半額
- ③ 会館の解体（運搬・処分を含む）に係る費用の半額（上限額 20万円）  
※備品の処分費用などは対象外となります。

#### 【行政協力に対する助成】

- ① 市の広報誌配布に対し、1世帯につき 120円
- ② 地域の環境美化に対し、1世帯につき 150円